

会 員 規 程

目 的

第1条 社団法人碧南青年会議所（以下「本会議所」という）の会員については、定款第2章に規定するもののほか、この規程で定める。

入 会

第2条 本会議所への入会の申込みは、次の通りとする。

- (1) 入会希望者は、在籍3年以上（当該年度も含む）を経過した正会員2名以上の責任ある推薦を受けなければならない。
- (2) 入会希望者は、推薦会員を通じ、入会申し込み書（様式 1）及び会員資料（様式 2）を理事会に提出しなければならない。
- (3) 入会希望者は、理事会において定める諸事業に出席しなければならない。
- (4) 入会希望者は、理事会の承認を得た後1月1日より正会員とする。
- (5) 理事長は、正会員となった者に対し入会認承認証、定款、J Cバッチ、ネームプレート、及びJ C手帳を交付する。

会員の業務

第3条 会員は、定款第9条に規定するもののほか、次の各号を守らなければならない。

- (1) 会員は、本会議所の目的をよく理解し、諸行事に積極的に参加しなければならない。
- (2) 正会員は、本規程第5条に定める出席義務を遵守し、総会及び例会にJ Cバッチ並びにネームプレートを着用しなければならない。
- (3) 会員は、庶務規程第3、4及び5条に定める会費その他を指定期日までに納入しなければならない。

特別会員

第4条 特別会員には、出席の責任は課さない。

- 2 特別会員は、総会における表決権を有しない。
- 3 特別会員の中途退会は自由である。

出 席

第5条 正会員は、その年度の総会、例会、委員会、その他義務付けられた全行事に出席しなければならない。

- 2 理事長は、総会、例会に連続して4回欠席、又は義務付けられた全行事の出席率50%以下の正会員を、出席義務不

履行として理事会の議決を経て除名の処分を総会にはかることができる。

3 入会希望者の出席義務は、正会員のそれに準ずる。

休 会

第6条 正会員は、理事会の承認を経て休会することができる。ただし規定の届け書（様式 3）を理事会に提出しなければならない。

- 2 休会が理事会で承認されたときは、その期間にかぎり、次のことが免除される。
 - (1) 出席の義務。ただし休会中の出席をさまたげるものではない。
 - (2) 年会費を除くその他の会費。

退 会

第7条 正会員は、定款第12条の規定により退会することができる。ただし次の手続きを経なければならない。また年会費は返還しない。

- (1) 退会届（様式 4）を理事長に提出する。理事長は退会届を受理した場合、理事会及び正会員にその旨を報告し、速やかに本人に通知する。
- (2) ネームプレート、J Cバッチは返還しなければならない。

細 則

第8条 本規定に定めるもののほか、本会議所の会員に関する必要な事項は、理事会においてこれを定める。

附 則

- 1 本規程の一部改正は昭和36年2月21日より実施する。
- 2 本規程の一部改正は昭和38年2月7日より実施する。
- 3 本規程の一部改正は昭和39年2月11日より実施する。
- 4 本規程の一部改正は昭和40年1月25日より実施する。
- 5 本規程の一部改正は昭和41年3月1日より実施する。
- 6 本規程の一部改正は昭和41年12月7日より実施する。
- 7 本規程の一部改正は昭和42年5月23日より実施する。
- 8 本規程の一部改正は昭和46年3月30日より実施する。
- 9 本規程の一部改正は昭和47年10月31日より実施する。
- 10 本規程の一部改正は昭和50年1月1日より実施する。
- 11 本規程の一部改正は昭和57年10月23日より実施する。
- 12 本規程の一部改正は昭和61年1月1日より実施する。

- 13 本規程の一部改正は昭和64年1月1日より実施する。
- 14 本規程の一部改正は平成16年11月26日より実施する。